

検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第3回における主な論点

1. 知財創造教育・知財人材育成の促進

(1) 知財計画 2018 に掲載の主な関連施策

- ・ 高等学校における「知財創造教育」の体系化の完了、知財創造教育に関する教育プログラム集として、130以上の教材・指導案や170以上の施設等への見学の情報等を収集し、検索機能を備えて提供。今後、知財創造教育のさらなる普及、地域に根差した地域主体の地域コンソーシアムに向けて検討。（内閣府）
- ・ 平成29年6、7月、平成30年7月には、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を実施。（文部科学省）
- ・ 教職員および教職員を目指す学生向けの知財創造教育に関する教材を作成するとともに、作成された教材の活用方策を検討。（内閣府、経済産業省）

(2) これまでの委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《これまでの委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 外部の人材（大学、企業OB等）の活用により、より充実した知財創造教育が実現できるのではないか。
- ・ 若い年代には知財の権利ばかりを教えるのではなくて、ものづくりなどの体験を通じて創造力を育む教育を行うことが重要ではないか。
- ・ 教員が知財の教育のことについて理解するところがとても大きいと感じる。教員の意識を変えていくところが必要ではないか。
- ・ 地域で知財創造教育の取組を促進するためには、地域の活動等をほめる仕組みが有効ではないか。
- ・ 新たな価値を創造する尖った人やチャレンジする人を見つけ・増やし・育てることが重要。
- ・ 国際的に通用する法務人材（弁理士、弁護士等）の育成について検討が必要。

《本会合での論点の例》

- ・ 今後、知財創造教育を全国的に普及させ、全国各地の教育機関で知財創造教育が行われるようにするために、「知財創造教育推進コンソーシアム」に期待することは何か。
- ・ 地域に根差した地域主体の「地域コンソーシアム」の実現に向け、取り組むべきことは何か。
- ・ 尖った人材を埋没させることなく、活躍できるようにするため、取り組むべきことは何か。
- ・ 知財の利活用を促進する観点から、高等教育や社会人教育において、さらに取り組むべきことは何か。

2. 産学連携の加速、ベンチャー支援

(1) 知財計画 2018 に掲載の主な関連施策

- ・ 技術移転機関 (TLO) 等を通じたネットワーク化により、我が国の大学における知財活用の充実を図る。(文部科学省)
- ・ リサーチ・アドミニストレーター の質保証に資する認定制度の構築に向けた制度設計等に係る調査研究の平成 31 年度以降の実施を検討中。(文部科学省)
- ・ オープンイノベーション機構の整備を通じて、大学における企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究を集中的にマネジメントする体制の整備を図り、大型共同研究を推進。(文部科学省)
- ・ ベンチャー企業の早期権利化を支援するために、平成 30 年 7 月 9 日より、ベンチャー企業対応のスーパー早期審査及び面接活用早期審査の運用開始。(経済産業省)
- ・ 創業期のベンチャー企業に対して、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームにより、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援。(経済産業省)
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が目利き人財を全国に配置し、地域企業の技術的ニーズと大学等のシーズをマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を実施。大学が大学発ベンチャー企業に対して実施した業務の対価を新株予約権として取得できる旨を明示した通知について、引き続き周知。(文部科学省)
- ・ 新株予約権の取得等に関する手引きを策定すべく、国内外の大学や大学発ベンチャーへヒアリングを実施し、委員会を設置。平成 31 年 3 月に取りまとめ予定。(経済産業省)

(2) これまでの委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《これまでの委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ ベンチャーが大学の技術のライセンスを受けるときに、ライセンスの資金が不足することがあり、新株予約権でのライセンスは重要。
- ・ 産学連携本部の実際の業務は共同研究契約の交渉や特許出願管理等に偏りがち。オープンイノベーションの促進には、大学の産学連携本部が学内の研究を把握し、企業との共同研究を企画、提案、マネジメントできる機能を強化すべきではないか。
- ・ 産学連携を阻害する要因として、企業と大学の共同研究において、大学側に技術情報の管理体制 (情報漏えい対策等) が整備されておらず、企業側が取り組みを躊躇する例がある。大学での知財管理が必要。
- ・ 大学のインキュベーション施設等の環境を活用したスタートアップが増加している。

《本会合での論点の例》

- ・ 産学連携を進めていく上で、産学連携を促進する人材の育成・確保や、大学の環境整備といった観点から、さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 大学発ベンチャーに加え、企業からカーブアウトするベンチャーが多く生まれ、育っていく環境を作るために取り組むべきことは何か。
- ・ 大学等における技術情報の管理という観点から、さらに取り組むべきことは何か。
- ・ 大学をベンチャーの育成やベンチャーコミュニティ形成のための場として活用するため、さらに取り組むべきことは何か。

3. 知財を巡る国際情勢

(1) 知財計画 2018 に掲載の主な関連施策

知財計画 2018 には「知財を巡る国際情勢」に直接的に関連するパートはないが、知財計画 2018 の各パートにおいて、関連する国際的な施策について盛り込まれている。

以下に、主なものとして、産業財産権に関連する項目を列挙する。

- ・ 戦略的国際標準化加速事業等について、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施し、国際標準開発に取り組む。さらに、国際標準化戦略に係る調査研究、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材の育成等を実施。(経済産業省)
- ・ 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願について、海外知財庁と連携して国際調査報告を作成する枠組みであるPCT協働調査試行プログラムについて、着実に運用を継続中。(経済産業省)
- ・ 平成 30 年 6 月に、「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を抜本改訂した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表。同ガイドラインの翻訳版の作成等を通じて、国際的な発信を強化。(経済産業省)

(2) これまでの委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《これまでの委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 国としてのグローバル知財戦略の必要性について強調したい。
- ・ 通商に関する米中の対立について、日本として、どのように対処していくのか議論が必要ではないか。
- ・ GAF A 等のプラットフォームが台頭する中、GDPR やデータセキュリティーの議論がグローバルに起きている。そういった観点について、知財推進計画では触れていないが、日本として、どう対応していくか議論が必要ではないか。
- ・ 海外で活動する企業に対し、営業秘密および非公知情報の取り扱いに関する各国の規制の動向に注視し、必要な対応を行うよう注意喚起することが必要ではないか。
- ・ 外国における知的財産権の保護が重要となる中、自国より大きい保護を外国に要求するのは国際交渉では難しいため、日本における知的財産権の保護の充実が必要。

《本会合での論点の例》

- ・ 諸外国における通商問題やデータ政策の動向等を踏まえ、国際競争力を維持・強化していく観点から、国際的な連携を含め、取り組むべきことは何か。

以上